

平成30年度第3回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	<p>(議題)</p> <p>議題1 委員長・副委員長の選出(資料1)</p> <p>議題2 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告)(資料2)</p> <p>議題3 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について(意見聴取)(資料3)</p> <p>議題4 平成29年度地域包括支援センター運営評価について(報告)(資料4-1、4-2、4-3-1~12)</p> <p>議題5 茅ヶ崎南地区地域包括支援センター開設に係る事業者の選定について(報告)(資料5)</p> <p>議題6 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について(報告)(資料6)</p> <p>議題7 平成30年度第2次募集地域密着型サービスの公募について(報告)(資料7)</p> <p>議題8 その他</p>
日時	平成30年11月21日(水) 14時~15時30分
場所	勤労市民会館3階 B研修室
出席者氏名	<p>山口 正美 関根 歩 下里 隆史 寺田 洋</p> <p>篠原 徳守 永澤 鐵男 坂井 修一 大崎 逸朗</p> <p>柏崎 周一 中戸川 正 土屋 亜紀子 加藤 潤一</p> <p>水島 修一</p> <p>事務局：高齢福祉介護課長 介護保険担当課長 高齢福祉介護課職員</p>
欠席者氏名	大木 教久
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	1人

(会議の概要)

議題1 委員長・副委員長の選出(資料1)

説明【高齢福祉介護課：熊澤福祉部長】

事務局 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催するにあたり、委員長、副委員長の選出を諮ったところ満場一致で、大崎逸郎委員が委員長に、水島修一委員が副委員長に選出された。

議題2 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告)(資料2)【高齢福祉介護課：三澤課長補佐】

事務局 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び平成30年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて説明する。

今回より新たに委員になられた方もいるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会について簡単に説明する。

本委員会の委員は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画書の119ページ、第3条に定められており、市民公募の皆様、各団体より選出していただいた皆様に委嘱させていただいた。委員の任期は3年である。

また、第2条の所掌事項のとおり、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することを目的に設置されている。

市町村が作成する高齢者施策に関する計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画があげられる。

茅ヶ崎市では両計画を一体のものとし、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画として策定をしている。

介護保険事業計画は、介護保険法に3年ごとの見直しが規定されている。そのため、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画も3年を一期として策定している。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画書、3ページの図2では計画期間を示している。現行の計画である第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は平成30年3月に策定し、計画期間は平成30年度から平成32年度である。

計画策定後には市民の皆様に向け、市のホームページへの掲載のほか、5月15日号の広報特集号で周知した。

第7期計画では、団塊の世代がすべて後期高齢者になる平成37年度を見据え、第6期計画からの段階的な構築を目指している地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む。

地域包括ケアシステムの概要は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画書の2ページに記載している。

図1のように、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される社会的な仕組みである。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、計画書の52ページ(2)第7期計画の施策の体系のとおり、各事業を基本方針ごとに分類し、推進、進行管理を行っていく。59ページ以降に、基本方針ごとの施策と事業を基本方針1から順に記載している。

現在、進行中の第7期計画の進行管理、事業評価については来年度に実施する。詳細は議題の中で説明をする。

また、本推進委員会は運営委員会としての役割も担っている。

平成18年度に改正した介護保険法では、地域に密着したサービスの整備、地域包括支援センターにおける包括的ケアマネジメント機能の創設など、地域における介護サービスの新たな取り組みが必要になった。

地域包括支援センターや地域密着型サービスについて、事業者、関係団体、被保険者などから意見を聴取するため、それぞれの地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を市町村が事務局となって設置することとされている。なお、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会は既存の委員会を活用することができるとされている。

そのため、茅ヶ崎市では平成21年10月より茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会において意見聴取を行っているため、あわせてご審議いただく。

続いて、資料2の平成30年度第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールを説明する。

今年度の推進委員会は表の1行目のとおり、5月31日、8月3日に開催し、今回は第3回目の会議となる。今年度はあと2回の会議を予定している。

それぞれの会議の議題は、表の一番下の審議事項のとおりとなっている。

なお、第4回、第5回の推進委員会は予定であり、変更することもあるため参考にしていただきたい。

スケジュールの2行目には、推進委員会の市民公募の皆様の本日の委嘱までの経過を記載している。

表の3行目は、庁内連絡調整会議で必要に応じて開催し、庁内での意見統一を図ってからこの推進委員会でご審議いただく。

表の4行目以降は、運営委員会の審議事項となっている。今年度の予定は記載のとおりである。

議題2の説明は以上である。

委員長 議題2について説明があったが、質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題3 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について(意見聴取) (資料3)

【高齢福祉介護課：三澤課長補佐】

事務局 議題3、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について説明する。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいく。

計画の推進については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の所掌事項の中で、計画に基づく事業の推進に関する事項についての調査審議、答申、建議に関する事項がある。また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を推進するにあたり、関係各課が連携して施策の調整を図るため、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議を設置している。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進については、計画に位置付けのある各事業について、事業所管課が評価を行い、庁内連絡調整会議で調整を行った後に推進委員会に報告し、建議いただき進めてきた。

今年度から推進している第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画についても前期の第6期と同様に進行管理の方法を定め、計画に位置付けのある事業を推進することとする。推進体制については資料3、下図に記載したとおりである。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に位置付けがある事業の評価は、庁内で実施する事務事業評価、業務棚卸評価を参考に実施する。

評価は年に1回実施し、事業所管課に照会を行い、計画所管課である高齢福祉介護課が取りまとめを行う。

取りまとめた結果については、庁内連絡調整会議で確認し、次年度の事業展開や方向性について議論した後に推進委員会で報告するとともに、進捗状況について必要に応じてご意見をいただくこととする。

評価については、各事業の中に評価指標の設定があるものと評価指標の設定がないものがある。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画書、59ページを参照して具体的に評価について説明する。

59ページは、基本方針1であり、事業名に「セカンドライフのプラットフォーム」が記載されている。表の右側に評価の指標欄があり、各年度の評価の指標、目標値と28年度の目標値の実績の記載がある。

60ページ以降も各事業と内容、評価の指標が記載されており、このように記載しているものが評価指標の設定されている事業である。

61ページに記載の「高齢者の活動支援事業」や「地域における多様な居場所づくりへの取組支援」は、評価の指標が設定されていない事業であり、評価のない指標は61ページ以降もこのような記載となっている。

続いて評価方法について説明する。

資料3の2ページに記載のとおり、評価指標の設定のある事業、数値目標のある事業については、目標値に対する達成状況に応じて、S～Eの6段階で評価をする。

Zは未着手事業、Xは事業終了のものになる。達成状況等は記載のとおりである。

また、3ページの(2)の評価指標の設定や数値目標のない事業は、その事業の進捗状況を表に記載のあるとおり評価をする。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、全部で29課168事業があり、担当事業課は下表のとおりである。

平成30年度に推進している事業の評価については来年度に実施する。

参考に、第6期の計画は165事業であり、評価指標のある事業のうちS評価およびA評価は9割で、評価指標のない事業については、予定より早まっている及び予定どおり進んでいる、を合わせておよそ9割となっており、第6期計画は予定どおり進行しているという評価を行った。

議題3の説明は以上である。

委員長 議題3について説明があったが、質問、意見等がなければ次の議題にすすみたい。

議題4 平成29年度地域包括支援センター運営評価について

(資料4-1～資料4-3)

【高齢福祉介護課：吉川課長補佐】

事務局 議題4、平成29年度地域包括支援センター運営評価について報告をする。

資料4-1をご覧ください。

今回、初めて委員としてご出席の方もいるため、地域包括支援センターについて確認のため簡単に説明する。

本日、席上に配布した利用ガイド「みんな笑顔で介護保険」の裏表紙をご覧ください。

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で高齢者の方がいきいきと安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関として、市から各種法人への委託を行い、設置、運営をしている。

高齢者の日常生活の支援や介護に関する様々な相談をはじめ、これらに掲げる支援業務等を保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら取り組んでいる。

また、包括の独自事業として各種教室の開催やサロンの開設支援、機関誌の発行など地域に根付いた活動も展開している。

なお、この地域包括支援センターに併設する形で、高齢者に限らず、すべての地域住民の分野を問わない保健福祉に関する相談窓口として「福祉相談室」も市が独自で設置している。

現在、地域包括支援センター・福祉相談室は市内には12か所あり、この地図で色分けされたエリアをそれぞれ担当している。

また、この資料には記載をしてないが、これら12か所の地域包括支援センターを統括し、指導監督等を行う基幹型地域包括支援センターを茅ヶ崎市高齢福祉介護課に設置している。

「みんな笑顔で介護保険」の裏表紙を一枚めくった見開きページ(30~31ページ)は、地域包括支援センター、相談室がそれぞれ担当する地域を自治会名ごとに掲載した一覧となっているが、この中で、左側30ページの地域包括支援センターゆずと地域包括支援センターあいの箇所に記載のある茅ヶ崎南地区については、現在、2つの包括で分担して担当している。茅ヶ崎南地区の地域包括支援センターの設置については、次の議題5で詳細を説明する予定だが、現在、13地区を12か所の包括等が担当しているという状況である。

上記の地域包括支援センター・福祉相談室の状況を踏まえ、議題4について資料4-1に戻って説明する。

地域包括支援センターの運営評価の目的については、項番1に掲げているとおり、地域包括支援センターと市とが目標を共有し、各包括が事業計画書に基づき円滑に業務を遂行できるように支援すること及び組織の育成を目指すものである。

次の運営評価の項目については、1、今年度の重点的な取り組み方針をはじめ、組織の運営体制、職員間の連携など、ここに掲げる全16項目について、それぞれ4点満点で評価を行った。

この評価の流れについては、項番3に示しているが、年度の初めに各地域包括支援センターから自己評価の提出を求めるとともに、基幹型地域包括支援センターのヒアリング及び評価を実施した。この評価シートを基に、前回8月、第2回の本計画推進委員会において、委員の皆様からご意見をいただいた。それをまとめたものが資料4-2である。

資料4-2(2)、いただいたご意見では、委員の皆様からのご意見として、意見1について、包括の取組を全体的に評価していることを前提としつつ、緊急時の具体的方針の「苦情・要望」に対する具体的方針について、評価点3が多かったため、この部分の改善のための指導の実施を求めるとのご意見である。

また、意見2についても同様の趣旨のご意見だが、特に「緊急時の対応」と「苦情・要望対応」は大事な問題であるため、指導の徹底を求めるとのご意見であった。

意見3については、評価点が3.9点というほぼ満点であり、その点は評価しつつも、現状に満足せずさらなるレベルアップを求めるという趣旨のご意見である。

最後の意見4については、評価が低い包括に向けてのご意見だが、他の包括と同様にさらにスキルが上がるよう支援することを求める趣旨のご意見である。

ご意見で大きく共通する部分として、特に「緊急時の対応」及び「苦情要望への対応」が提起されていたため、今回の市の総合評価にあたりこの2点について重点的に全ての包括に対して評価コメント欄に記載をさせていただいた。

最後に資料4-3、12枚綴りの資料は、各地域包括支援センターの運営評価シートであるが、網掛けをしている部分以外は前回、第2回の計画推進委員会で示した資料の内容であり、網掛けの部分が新たに市の総合評価として記載したところである。

なお、評価点については、12地域包括支援センターで平均3.89ポイントである。昨年度が平均3.88ポイントであったため、その差0.01ポイントでほぼ昨年度と同様の評価点となった。

今回、個別の評価の説明は割愛するが、記載の内容はヒアリングの時点でも既に指導している部分もあり、本運営評価シートを各地域包括支援センターへ返却する際にも改めて指導をさせていただく。

議題4の説明は以上である。

委員長 議題4について説明があったが、質問、意見等はあるか。

柏崎委員 資料4-3の総合評価の右側部分が網掛けになっているが、網掛けされているのはどういう理由なのか。

事務局 資料4-3の右側部分が網掛けにしてあり、最終的に市で評価をした点数となる。今年度の重点的な取組方針をはじめ、掲げる16項目について4点満点で評価をし、右側の一番下、最後に3.81とあるが、地域包括支援センターの総合評価となる。

左隣に移動すると、基幹型地域包括支援センターの評価の記載があり、さらに左側に移ると自己評価となっている。

平成30年4月の年度当初に自己評価をしていただき、5月、6月に基幹型地域包括支援センターが評価をして、最終的に市の評価としている。

前回、第2回推進委員会で示した資料には右側部分の点数が入っていなかったが、今回は市の評価が入っているため網掛けにしている。

委員長 初めての委員の方にはわかりづらいと思うため補足する。

左の評価基準の項目について、自己評価は各施設が自分の施設について評価した点数をつけた。その右側に自己評価の根拠が記載してあり、それぞれのセンターが根拠に基づき自己評価をした。

市が設置している基幹型地域包括支援センターが点数で評価をしたものを真中に記載している。

前回までの推進委員会の中で、私たち推進委員がこのことについて自己評価が適切かどうかを議論しようとしたが、1つ1つ私たちが評価するのは時間がかかり、難しくわかりづらい部分がある。

この基幹型評価の点数について、今までの推進委員会で意見を交換した評価を踏まえて、市が評価した点数が今回、網掛けとなっている部分である。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

**議題5 茅ヶ崎南地区地域包括支援センター開設に係る事業者の選定について
(報告) (資料5)**

説明【高齢福祉介護課：吉川課長補佐】

事務局 議題5、茅ヶ崎南地区地域包括支援センター開設に係る事業者の選定について説明をする。

地域包括支援センターは、現在、市内に12か所、設置運営しているが、昨年度、茅ヶ崎南地区のまちぢから協議会の再編をきっかけとして、この地区のあり方について、この計画推進委員会においてご協議いただいた。

その協議結果等を踏まえ、この茅ヶ崎地区・海岸地区の高齢者人口の平準化なども考慮し、市として、新たにこの茅ヶ崎南地区に地域包括支援センターを開設することについて、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に位置づけた。

今年度は、本計画に基づき、具体的な取り組みとして地域包括支援センターの設置運営を受けていただく事業者の公募を行った。その経過については、資料5の項番3、これまでの経過に記載をしている。

平成30年7月に茅ヶ崎市地域包括支援センター及び茅ヶ崎市地域福祉総合相談室設置運営法人選定委員会を設置し、広報等を行うとともに平成30年9月3日より募集受付をした。

その後、平成30年10月に第1次、第2次審査を経て決定している。

今回の公募では3つの事業者から応募があり、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行った。

資料の裏面には、選定の基準をあらかじめ公表し、これに基づき審査を行った結果、「医療法人徳洲会」を設置運営の事業者として選定をさせていただいた。

今後のスケジュールについては、年度内に関係団体の皆様にご報告を行いたいと考えている。その後、平成31年4月1日には、市と設置運営法人とで委託契約を締結し、新法人と既存法人との事務引継ぎ（職員の研修）を行いつつ、並行して市民の皆様や地域の方々への広報をした上で、平成31年10月1日に茅ヶ崎南地区地域包括支援センター開設を予定している。

議題5の説明は以上である。

委員長 議題5について説明があったが、質問、意見等はあるか。

篠原委員 茅ヶ崎南地区の地域の方達が望むものが見えてきたと思う。

公募受付の際に、あらかじめ開設場所を指定したのか。

運営のことだけで、場所の指定等はしていなかったのか。

事務局 今回の審査の中で応募のあった「医療法人徳洲会」の説明では、具体的な場所の提案がなされた。現在、審査中であるため公表は差し控えるが、非常に利便性の高い場所であり、選定委員会で高い評価をしている。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

議題6 地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（報告）（資料6）
説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 議題6の地域密着型サービス事業者等の指定更新等について説明する。

資料6は、8月3日開催の第2回推進委員会以降に新規指定、指定更新をした事業所の報告である。

1～2ページが事業所の新規指定である。

1ページは要介護1～5の方が利用する地域密着型通所介護と、要支援1、2の方が利用する総合事業の国基準通所型サービスを実施している、株式会社スクレスジャパンが運営する事業所「レコードブック湘南茅ヶ崎」である。

事業所の内容、職員の配置については資料6に記載のとおりである。

2ページは、市外に所在する事業所の新規指定である。

藤沢市善行に所在する事業所「デイリハセンターひまわり」、平塚市大神に所在する事業所「悠悠倶楽部」であり、両事業所ともに総合事業の国基準通所型サービスである。

1～2ページともに平成30年10月1日付けで新規指定を行った。

3ページは指定更新を行った事業所の報告である。介護保険法の規定により介護サービスの事業所は6年ごとに指定更新を行うこととされている。

3ページは地域密着型通所介護と国基準通所型サービス「デイハウスさくら倶楽部」である。

4ページは小規模多機能型居宅介護「ひまわりの家」、認知症対応型共同生活介護「へいあん小和田」である。

5ページは地域密着型通所介護と国基準通所型サービス「へいあん小和田デイサービスセンター」である。

いずれも平成30年9月1日付けで更新を行っている。

議題6の説明は以上である。

委員長 議題6について説明があったが、質問、意見等はあるか。

坂井委員 市外の事業者と茅ヶ崎市との関係はどのようになっているのか。

藤沢市、平塚市の事業所は茅ヶ崎市の所管になるということによいか。

事務局 市外の事業所は、新規指定で国基準通所型サービス「デイリハセンターひまわり」と「悠悠倶楽部」であるが、両事業所より茅ヶ崎市の方から利用したいという希望があるので指定をしてほしいという申請があったので指定をした。

坂井委員 平塚市の事業所は平塚市民も利用できるのか。

ひとつの事業所が2つの市町村から指定を受けているということによいか。ま

た、責任の所在はどこにあるのか。

事務局 平塚市に対しても指定申請をしている。藤沢市の事業所でも同じである。両市から指定されているということである。

責任について、茅ヶ崎市にある事業所は、例えば藤沢市から指定を受けていたとしても実地指導は茅ヶ崎市が行い、茅ヶ崎市が指導、監督することで責任を持っている。所在地の市町村が責任を持つべきであると考えている。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ次の議題に進みたい。

**議題 7 平成30年度第2次募集地域密着型サービスの公募について（報告）
（資料7）**

説明【高齢福祉介護課：松尾課長補佐】

事務局 議題7、平成30年度第2次募集地域密着型サービスの公募について説明する。

資料7はホームページに公開している事業者の募集要項である。

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に整備を位置づけられている地域密着型サービス事業所の公募について報告する。

平成30年度、第1回目この推進委員会で公募についての報告をしているが、第1回の募集で応募がなかったため、今回、改めて公募を実施している。

募集をしているサービスの種類は、認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護の2サービス事業所である。

前回の募集では、この2つのサービスを併設した事業所として募集をしたが、応募がなかったため、今回はそれぞれの事業所を募集することとした。

事業所を設置したい場所、日常生活圏域は第2生活圏域であり、東海道線より南側の地区である。

資料7の5ページ、項番11の公募のスケジュールのとおり平成30年10月15日に募集要項等をホームページに公開し、平成30年10月23日に募集開始とした。今後のスケジュールは平成30年12月28日で募集を締め切り、選考会議を経て1月下旬以降に選定をする。

議題7の説明は以上である。

委員長 議題7について説明があったが、質問、意見等はあるか。

柏崎委員 公募スケジュールについて、現状では応募があるのか。

応募はなくても、電話の問い合わせなどはあるのか。

事務局 再募集から約1か月程度経過したが、問合せは5件程度あったが実際に応募してきた事業所はない。

議題8 その他

説明【高齢福祉介護課：三澤課長補佐】

事務局 次回の推進委員会開催は、平成31年1月下旬を予定している。日程が決定したら委員の皆様にお知らせをする。

委員長 議題8について説明があったが、質問、意見等はあるか。

永澤委員 本日は私が力を入れている「パークゴルフ」について皆様に紹介したい。

神奈川県黒岩知事が推奨している「かながわ未病改善宣言」では、健康と病気の間にある未病という考え方がある。

人生100年時代を迎えるにあたり元気に健康長寿で、在宅で寿命を全うするという理想としているが、この結果として医療費や介護費用が削減されることになる。そのために、ぜひ、茅ヶ崎市でもパークゴルフを実践していただきたい。

黒岩知事がこの宣言をしたことにより、県の出先機関が自ら発案して資料を作成し、パークゴルフを広めている。

パークゴルフは芝の上で行うミニゴルフであり、カップは20センチの大きさで、基本的に9ホールを楽しむ。場所により色々なコースができるが、プレー費は、1ラウンド200円であり、行政の負担ではなく、高齢者自身がプレー費用を負担して楽しめる。

この結果、高齢者が元気になって医療費、介護費用を削減できる。茅ヶ崎市でも柳島しおさい公園などの外周に設置するといいと思っている。すでに、小出地区の市民集会で提案していてスポーツ推進課に取り上げていただいている。

委員長 ほかに質問、意見等がなければ、閉会とする。

委員長署名 大崎 逸朗

委員署名 山口 正美